

国立国会図書館蔵『琉球廃藩始末 全』の背景と資料的価値

後 田 多 敦

はじめに

『琉球廃藩始末 全』（以下『琉球廃藩始末（国会本）』『国会本』）というタイトルの写本が、国立国会図書館古典籍資料室に収蔵されている。明治日本による一九世紀後半の琉球国併合過程について、資料を編年体でまとめたものだ。和装本で本文は一五七丁。「濱田」の銘入り一二行×二四字の青色野線用紙が用いられ、頁番号などはない。朱で書き込まれた文字があり、字句訂正などの跡もある。著者や編者名、奥付はない。収蔵経緯のはっきりしない弧本である。^{（一）}これまでの「琉球処分」研究では利用されていないが、新しい情報を含んでいる。本稿はこの『琉球廃藩始末（国会本）』の背景を検討し、資料的価値を明らかにすることを目的とする。

結論からいえば、『琉球廃藩始末（国会本）』は、沖縄戦（一九四五（昭和二〇）年）以前に沖縄県立沖縄図書館（以下沖縄図書館）が所蔵していた親泊朝啓著『琉球廃藩始末』（写本）（以下『琉球廃藩始末（県立本）』『県

立本」からの写本だと考えている。「県立本」やその原本『琉球廃藩始末』（以下『琉球廃藩始末（稿本）』『稿本』）は、沖縄戦で所在不明となった。「国会本」が「県立本」からの写本なら、幻となっていた親泊朝啓『琉球廃藩始末（稿本）』の内容（以下、内容を表す場合は「琉球廃藩始末」）を伝える唯一の資料となる。

「琉球廃藩始末」は刊行されていなかったため、戦前もほとんど利用されておらず内容の全体像もあきらかではない。戦前では沖縄図書館の史料目録に収録されたほか、田島利三郎と真境名安興が内容や書名を紹介し、幣原坦が論文などに引用している程度である。⁽²⁾ 著者の親泊朝啓は、生没年は不明だが琉球国末期の王府評定所筆者として「琉球処分」に直接立ち会った一人で、沖縄県設置後は県に任官し、政治や文化の重要局面でも名前が登場する。「国会本」の著者が朝啓なら多くは直接体験にもとづくものとなり、重要な記録であることは明らかである。

本稿では「国会本」が「県立本」からの写本であることを確認し、所在不明の親泊朝啓著「琉球廃藩始末」の内容を伝える唯一の資料であることを提示したい。その上で、他の同時代資料などもあわせて検討し、その内容が新しい情報を含んでいることを示し、「琉球処分」研究における基礎資料としての重要性を確認する。

一 「琉球処分」関係資料の収録書籍

まず、『琉球廃藩始末（稿本）』が成立した時期の政治的な動きを一瞥しておきたい。

明治の新政府は一九世紀後半、統治体制を整えながら琉球国併合事業へ着手する。この事業を明治政府は「琉

球処分」と呼んだ。「琉球処分」の政治過程は三段階に整理できる。第一段階は天皇と琉球国王尚泰との君臣関係創出で、明治政府は一八七二（明治五）年に琉球国王尚泰を琉球藩王に封じている。この天皇と尚泰の君臣関係をともに、明治政府は琉清関係断絶命令（一八七五年）、警察・司法権の移管命令（一八七六年）などの琉球王権に介入する命令を行う。これが第二段階。この第二段階での命令に対する違反を理由として、明治政府が一八七九（明治一二）年に琉球王権を篡奪、王城（首里城）を接収し沖縄県を置いたのが第三段階である。第三段階で尚泰は東京へ連行された。⁽³⁾『琉球廃藩始末（国会本）』に記録された出来事の下限が「明治一二年」なので、「稿本」は一八七九（明治一二）年の沖縄県設置後に成立したと判断していいだろう。

新政府発足後の琉球国の管轄は、薩摩藩から廃藩置県後しばらくは鹿児島県で、一八七二（明治五）年九月二八日に外務省、さらに一八七四（明治七）年七月一二日には内務省へと移った。内務卿大久保利通が一八七八（明治一二）年五月一四日に暗殺されると、伊藤博文が内務卿となり「琉球処分」を指揮することになった。現地琉球でいえば、伊知地貞馨、河原田盛美、木梨精一郎、松田道之が中心的な役割を担った。

「琉球処分」を担った明治政府吏員らが、命令や報告資料などをまとめた草稿、稿本・刊本などが存在している。なかでも、伊知知と河原田の資料が目立っている。伊知地は一八七二（明治五）年一月、鹿児島県伝事として奈良原幸五郎（繁、後に沖縄県知事）とともに琉球へ派遣された。その後、一八七二（明治五）年八月二二日に外務省七等出仕、同年九月二七日には六等出仕となり琉球在勤を命じられた。管轄が内務省に移ると、一八七五（明治八）年七月一九日には内務省六等出仕となった。一八七六（明治九）年二月一七日に内務省出仕を免じられるまで、所属を変えながら四年ほどを担当し琉球にも四度渡っている。⁽⁴⁾

内務省の河原田は一八七四（明治七）年九月一三日に「琉球藩事務取調掛」、一八七五（明治八）年五月九日には琉球藩在勤を命じられた。同年一月には「琉球内務省出張所長心得」となっている。そして、翌七六（明治九）年五月五月三十一日に帰京を命じられた。河原田の琉球在勤は一年余と短い、調査資料や著作を幾つも残した。⁽⁵⁾河原田の後、木梨精一郎が内務省出張所を引き継いだ。木梨は出張所長からそのまま最初の沖縄県令心得となり、沖縄県設置と尚泰連行、県令鍋島直彬の着任（五月一八日）を見届けている。ただ、木梨は著作を残していない。伊知地と河原田の著作は、「琉球処分」そのものというよりも琉球の現状や歴史についての記述や資料が中心である。⁽⁶⁾

『琉球廢藩始末（稿本）』の成立が一八七九（明治一二）年の沖縄県設置後なのに対し、伊知地と河原田の著作はその前段階のものである。「琉球処分」の第二段階からかわった松田は、任務終了後に『琉球処分』（全三巻、一八七九年）を編纂した。⁽⁷⁾また、最終段階で松田に随行した遠藤達と後藤敬臣も『琉球処分提綱』（一八七九年）を編纂している。⁽⁸⁾『琉球処分』と『琉球処分提綱』は、「琉球処分」を直接担当した役人のいわば「復命書」ということになる。「稿本」の成立時期はこの二著と重なる。

『琉球処分』と『琉球処分提綱』はともに内務卿・伊藤博文の命令で編纂され、少部数のようだが印刷されている。松田は一八七五（明治八）年から三度、琉球を訪れているが、遠藤と後藤は置県の段階でかわった。伊藤が松田と遠藤・後藤にそれぞれ資料編纂を命じた理由は分らない。二著の凡例には「王政革新以来琉球処分ニ係ル事項ハ細大トナク網羅彙集」「維新以来琉球処分ニ関スル要領ヲ掲」とあり、悉皆的な資料収集を目指したことがわかる。一次資料を収録し、「琉球処分」の概要や背景、現地の様子を網羅する。あくまでも処分する

立場から、任務遂行やそれを検証するために必要な資料が収録された。

『琉球処分』と『琉球処分提綱』では、収録資料の分量に圧倒的な差がある。『琉球処分』は上巻が四一七頁、中巻四二八頁、下巻七一三頁の三巻からなっており、政府命令のほか、松田の復命書の一部やスパイ活動報告など、詳細な資料が収録されている。『琉球処分提綱』は政府命令などを中心にした小冊子（九一頁）で概要版。凡例で「其他該藩ノ歎願書派出官ノ答弁書等ノ如キハ其大旨ヲ掲ゲテ全文ヲ略ス」という方針も確認できる。

これに対し、同時期に成立して琉球側から「琉球処分」資料をまとめたのが喜舎場朝賢『琉球見聞録——一名廃藩事件』（稿本は一八七九年。以下『琉球見聞録』）である。喜舎場は一八四〇（道光二〇）年生まれの琉球国王府官員で、没年は一九一六年。琉球国の最高学府・国学に学び、尚泰王の冊封使節が一八六六（同治五）年に清国から来琉し、冊封儀礼が行われた際は通訳を務めた。そして、国王の側仕となり、伊江王子（尚健）らが一八七二（明治五）年に琉球国の維新慶賀使節として、東京へ派遣された際には随行した。王府書類保管係なども務め、四〇歳の時に沖縄県が設置された。琉球国滅亡後は沖縄県庁へ任官せず、民間人として暮らした。著書に『琉球見聞録』のほか『琉球三冤録』『東汀随筆』『東汀詩集』などがある。

著作のうち『琉球見聞録』が「琉球処分」を扱ったものだ。『琉球見聞録』の稿本（A本）は一八七九（明治一二）年に成立した。沖縄図書館が一九二四（大正一三）年に作成した最初の蔵書目録『琉球史料目録 大正十三年二月現在』（以下・『琉球史料目録』）には、写本（明治二二年）は正本が一冊、副本が四冊のあわせて五冊、刊本（大正三年）が二冊と記載されている（図版^①）。この『琉球史料目録』から判断すると、著者が保管していた稿本（A本）か、沖縄図書館の写本（B本）をもとにして、一九一四（大正三）年に『琉球見聞録』の初版

琉球見聞録	一名親藩事件	寫本	喜舍場朝賢著	明治一二	九九二	一七	一
琉球見聞録	副	寫本	同上	全上	九九二	一八	四
琉球見聞録	一名親藩事件		同上	大正三	九九二	一九	一
琉球見聞録	一名親藩事件		同上	全上	九九二	二〇	一
東江隨筆	寫本		同上	全二	九九二	二二	二
東江隨筆	寫本		同上	全上	九九二	二三	二
近代琉球史料	市來四郎事蹟		鹿兒島史談會誌寫		九九二	二三	一
公會事件	寫本				九九二	二四	一
琉球廢藩始末	寫本		親泊朝啓著		九九二	二五	一

図版①沖縄県立沖縄図書館編『琉球史料目録 大正十三年二月現在』（沖縄県立図書館蔵）より

本（C本、琉球見聞録部分は一九六頁分）が出版されたと考えられる。『琉球見聞録』を一九一四（大正三）年に出版したのは親泊朝擢である。朝擢は親泊朝啓の長男で教育者、沖縄関係本の出版を積極的に行った人物だ。

『琉球見聞録』の稿本と沖縄図書館蔵の写本（B本・五冊）も沖縄戦で散逸しており確認できない。刊本（C本）の方は一定部数が存在したため、戦火を逃れたものが存在した。戦後、数種類の復刻本（版を組み替えたもので、影印本はない）が刊行されているが、全てC本を底本としている。

『琉球見聞録』（C本）の「凡例」は以下だ。沖縄戦以前に沖縄図書館が所蔵していた写本（B本）も稿本（A本）も同様だったと考えていいだろう。

一 此書編次する所の年月は皆旧暦を用ふ何んとなれば国人日本に対するには太陽暦を用ふと雖も自ら日用する所は専ら旧暦を以てすればなり

一 凡年記するに必ず日清の年号を掲ぐるは未だ両属の關係を断ぜざるを以てなり

一 琉球は日清両国の隸属たりと雖も古往今来法令禁制の如きは自ら管治する所にして宛も独立不羈の容を為せり故に皇国を指して日本と言ひ自国を琉球と称する国人日用言語文字皆此の如し卷中日本琉球を分称するは風俗習慣の現状に依るなり

一 卷中応対弁論する所は概ね書翰を以てす其書翰は悉く其全文を掲挙し其繁劇複雑の煩ひに堪へずと雖も之を削減せざるものは當時の実状真況を失はんことを恐れてなり

「凡例」によれば、「応対弁論する所は概ね書翰を以てす」とあり、その交渉で用いた書翰を収録したという。年号は日清の両方を用い、旧暦を使用した。また、呼称も「日本」「琉球」を用いたと説明し、琉球の立場で編纂したことが明確である。喜舎場は「之を削減せざるものは當時の実状真況を失はんことを恐れてなり」とも書き、史実を伝えることを重視したことも確認できる。喜舎場は「序」でも記録の重要性を説いていて、琉球側から記録を残すという強い意志に基づいた編集だった。一九一四（大正三）年に刊行された初版本（C本）には「謹みてこの書を／故尚泰侯／の靈に捧ぐ」との献辞がある。

『琉球処分』『琉球処分提綱』は「琉球処分」の概要と記録を優先し、『琉球見聞録』は琉球の状況を残すこと

を重視していた。その編集方針には、処分する側とされる側の明確な差がある。それはまた、双方の立場を伝える三著が「琉球処分」の基本的な資料として位置付けられてきた理由でもある。

二 『琉球廃藩始末』の稿本と写本

それでは、『琉球廃藩始末（国会本）』はこれらに對しどのような位置にあるのか。その背景などを検討したい。「国会本」のもとになったと考えられる「県立本」と「稿本」について整理しておきたい。沖縄図書館が一九二四（大正一三）年に作成した『琉球史料目録』には「分類番号・九九二」として「史料（日記・由来記・伝記・隨筆・古文書）」の項に「記・隨筆・古文書」の項に「琉球廃藩始末 写本 親泊朝啓著 一（冊数）」とある（図版①の左端）。また、一九二九（昭和四）年の『郷土志料目録』には、「九九二史料（日記・由来記・伝記・隨筆・古文書）」の項に、「著訳編者名…親泊朝啓（編）、出版年…空白、分類…九九二、番号…二五、冊数…一、表装…和」と記載されている（図版②の左端⁽¹⁾）。『郷土志料目録』では稿本か写本、刊本などの説明はない。親泊朝啓は『琉球史料目録』で「著」、『郷土志料目録』では「編」とされ、位置づけが異なる。ただ、「国会本」の内容をみれば、資料を通じた客観的叙述を貫いており、「著」と「編」の違いは分類の差異の範囲だろう。二つの目録で「著」と「編」の違いはあっても、同一本だと考えていい。これらを踏まえれば、沖縄図書館は遅くとも一九二四（大正一三）年までに『琉球廃藩始末』の写本一冊を所蔵したことになる。ちなみに『琉球史料目録』と『郷土志料目録』には、他にも朝啓の「旧琉球藩事蹟類纂」が掲載されている。

『琉球廢藩始末』をリストアップした二つの目録の作成に重要な役割を果たしたのが真境名安興である。真境名は一九二五（大正一四）年に伊波普猷の後を受け沖縄図書館の二代目館長となり、一九三三（昭和八）年一月二八日に亡くなるまで、館長をおよそ八年間務めている。⁽¹²⁾『琉球史料目録』の前書きは、館長になる前の真境名が書き、資料収集と目録作成に重要な役割を果たしたことが推測できる。『郷土志料目録』は真境名が館長時代の仕事そのものである。

その真境名安興自身の『沖縄現代史』（琉球新報社、一九六七年）の「参考書目」には「○琉球処分（内務省編）○琉球処分提要（同）琉球廢藩始末（同）以下略」とあり、『琉球廢藩始末』は内務省編とされている。⁽¹³⁾

琉球見聞録 廢藩事件	喜捨場朝賢著	明治十二年	九九二	一	和
琉球見聞録 副	喜捨場朝賢著	明治十二年	九九二	一	和
琉球見聞録 廢藩事件	喜捨場朝賢著	大正三年	九九二	一	和
琉球見聞録 名廢藩事件	喜捨場朝賢著	大正三年	九九二	一	和
東汀隨筆	喜捨場朝賢著	大正二年	九九二	二	和
東汀隨筆	喜捨場朝賢著	大正二年	九九二	二	和
近代琉球史料 中央部筆蹟	喜捨場朝賢著	大正二年	九九二	二	和
公會會事件	喜捨場朝賢著	大正二年	九九二	二	和
琉球廢藩始末	親泊朝啓編	大正二年	九九二	二	和

図版②沖縄県立沖縄図書館編『郷土志料目録 昭和四年三月』（神奈川大学日本常民文化研究所蔵）より

『琉球廢藩始末』の編者についての異なる情報だ。しかし、これは誤記だろう。『沖縄現代史』の原稿は一九一六（大正五）年に骨格ができ、その後改訂・増補がなされ一九二三（大正一二）年に完成した。ただ、刊行は戦後になってからである。原稿は真境名死後の一九三七（昭和一二）年から三九（昭和一四）年まで『沖縄日報』に連載された。そして、原稿は散逸し『沖縄日報』紙面も沖縄戦で失われた。しかし、郷土史家喜舎場永珣が新聞切り抜きを保管しており、それをもとに出版されたのが『沖縄現代史』（一九六七年）である。

この出版経緯を踏まえれば、「参考書目」の『琉球廢藩始末』は、『琉球史料目録』『郷土志料目録』の「親泊朝啓 琉球廢藩始末」と同じものだろう。整理すると、戦前の沖縄には朝啓の『琉球廢藩始末（稿本）』があり、その写本が沖縄図書館に所蔵されていた。そして、その「県立本」を筆写したものが「国会本」となる。

それでは「国会本」は、だれがいつ書き写したのか。「県立本」は沖縄戦で失われているので、筆写時期は沖縄戦以前となる。筆写した人物に関する重要な情報は、写本が用いた「濱田」の銘入り用紙だ。「濱田」が筆写にかかったとすれば、戦前に沖縄図書館を訪ねた「濱田」という人物の周辺だろう。濱田耕作（青陵）（1881-1938）という京都帝国大学教授（総長も務めた）だった考古学者がいる。⁽¹⁴⁾ 濱田耕作は一九三一（昭和七）年一月七日から六日間、沖縄を訪問していた。滞在中に真境名や歴史家・島袋源一郎と交流し、沖縄図書館で史料も閲覧した。真境名らがやっていた沖縄郷土研究会の「第七回郷土研究座談会（第二高女）」で「沖縄を考古学的に大観して」と題して講演をしたという。濱田は滞在中の見聞を「沖縄の旅」として書き残している。⁽¹⁵⁾ これらを総合すれば、濱田耕作が一九三一（昭和七）年一月に沖縄を訪れた際、沖縄図書館で筆写したか、筆写させたと考えていいだろう。「国会本」に、著者や編者名として「親泊朝啓」の名前がないのは気になるが、

濱田が一九三一（昭和七）年一月、「県立本」を筆写し持ち帰ったものが「国会本」だと考えたい。

三 親泊朝啓と『琉球廃藩始末』稿本の成立時期

「琉球廃藩始末」の著者・親泊朝啓は、どのような人物か。朝啓の生没年は不明だが、琉球国末期の王府評定所筆者で、「琉球処分」後は沖縄県庁に任官したことが確認できる。最後の三司官の一人・浦添朝昭（中国名・向居謙）の部下で、評定所の虎小（グワー）と呼ばれた秀英「外間完薫、親泊朝啓、諸見里朝奇、比屋根安栄」の一人だったという。⁽¹⁶⁾ 朝啓の息子には、親泊朝擢（1875～1966、沖縄人最初の小学校校長で、喜舎場朝賢『琉球見聞録』の発行人）と朝輝（教師）がいる。そして朝擢の息子（朝啓の孫）が親泊朝省（1903～1945、陸軍大佐⁽¹⁷⁾）。朝擢が一八七五年生まれなので、朝啓はそのころ二〇歳代半ばだと推測していいだろうか。朝啓は一八五〇年ころの生まれで、「琉球処分」に遭遇したのは三〇歳代だと考えておきたい。

琉球国官員らは一八七九（明治一二）年の沖縄県設置後、中城御殿（世子屋敷）を拠点として明治政府・沖縄県に抵抗を続けた。当初、懐柔策をとっていた沖縄県は同年八月一日から、抵抗者の逮捕・拷問などという強硬手段に転じた。そして、尚泰不在で実質的な最高責任者の浦添朝昭が九月一三日に拘束されたこともあり、もう一人の旧三司官・富川盛奎（中国名・毛鳳来）が恭順の意を表明して浦添らを釈放させ、旧琉球国官員らの組織的な抵抗は止まった。そして、浦添や富川らは県に任官する。⁽¹⁸⁾

評定所筆者だった朝啓も、抵抗をやめて県庁に入った一人だった。朝啓は一八七九（明治一二）年九月二十七日、

「准判任月給二五円」で御用係に任命されている。最近発見された沖縄県で最初に行われた天長節の記録に、浦添や富川の他に朝啓の名前と詩が残されている。⁽¹⁹⁾ 初代県令鍋島直彬に従って一八七九（明治一二）、赴任した谷口復四郎（季雷）は「球遊詩史後編」のなかで朝啓について書いている。

親泊朝啓君来訪。席間次其韻賦示。（朝啓旧為琉球藩吏、列親雲上、廢藩後、屢違県旨、為警吏所縛、弁論百端、遂服新政、擢為本県御用掛、蓋源氏末裔云）⁽²⁰⁾。

谷口によれば、朝啓の琉球国での位階は親雲上、廢藩後に県庁命令に抗って捕縛されていた。沖縄を視察した参事院議官補尾崎三良の日記「明治十五年七月二十四日」の条に「親泊（朝啓）は県六等属」として登場する。

朝啓は一八八二（明治一五）年七月二四日から二八日まで、尾崎の島尻地方巡検に同行した。八月一四日には「浦添番所（ママ）」から中部地方の巡検に同行、九月三日の「西原番所（ママ）」にも同行した。⁽²¹⁾

喜舎場朝賢が一八八八（明治二一）年、東京滞在中の朝啓に送った手紙が「在東京沖縄県判任五等親泊朝啓君に贈る手簡」として残っている。⁽²²⁾ この時期、中城御殿を拠点に「国家を中興せんことを謀る」人々が活動し、喜舎場らはこれらを排除することを旧国王尚泰へ直接建白しようとしていた。尚泰の甥今婦仁朝和と喜舎場が代表して東京へ赴き、尚泰へ直接建白書を手渡す計画だったが、費用を捻出できなかった。そこで、喜舎場は在京の朝啓へ協力を求めている。手紙はそのときのものである。この時、朝啓は県職員として東京にいたようだ。

一八九二（明治二五）年の『官報』（二月五日、二五七七号）には「沖縄県ニ於テハ属親泊朝啓同諸見里朝奇

ノ官報報告主任ヲ解キ同岸本賀昌同喜入休ニ同報告主任ヲ命セリ」とある。⁽²³⁾ 朝啓は「県庁編纂掛主任」や「旧慣取調掛判任官」だった。沖繩を訪れた笹森儀助は一八九三（明治二六）年九月二日、朝啓と会い「談、武器其沿革ニ及フ」と記録している。⁽²⁴⁾ 当時朝啓は「県庁編纂掛主任」だった。県庁が進めていた「琉球史料」を担当していたのだろう。一八九四（明治二七）年に来沖した幣原坦は「沖繩県旧慣取調嘱託員親泊朝啓君には多く質問を試み」と記している。この時期、朝啓は「沖繩県旧慣取調嘱託員」である。⁽²⁵⁾

朝啓は、県庁で数少ない旧琉球国官員出身者であり、王府評定所での勤務経験者として高いポストについている。『明治十七年一、八月改 沖繩県職員録』では「六等属 同（庶） 親泊朝啓 沖繩県同（士族）」とある。⁽²⁶⁾ 沖繩県出身でみれば、朝啓の県庁内地位は「八等出仕 顧 豊見城盛綱」、「十等出仕 護得久朝常」につぐ三番手である。笹森儀助が朝啓に会ったのは一八九三（明治二六）年九月二日。この年を最後に、県職員録で朝啓を確認できない。朝啓は笹森や幣原坦と会った一八九四（明治二七）ころ、県庁を退職したようだ。一八七九（明治一二）年からおよそ一五年余間、沖繩県庁で働いていた。

また、尚泰の息子の尚寅と尚順らが中心となって一八九六（明治二九）年ごろに、沖繩県の執政権（知事職）を尚家の世襲制とすることを目指す公同会運動を起こした際、朝啓の名前が司法大臣としてあがっている。⁽²⁷⁾

朝啓は「琉球処分」を琉球国側で体験した当事者であり目撃者だった。評定所筆者として一次資料に触れる機会も多かっただろうし、また置県後も、沖繩県職員として県資料に近い位置にいた。琉球史への知識と関心もあった。確認できる最後の肩書は「県庁編纂掛主任」。この経歴を見れば、目録の記述どおり『琉球廃藩始末』の著者（編者）を朝啓として異論はないだろう。おそらく、「稿本」は本人が所持し、写本が沖繩図書館蔵となっ

た。

それでは「稿本」はいつ成立したのか。『琉球史料目録』などには成立時期が記入されていない。遅くても、『琉球史料目録』が作成された一九二四（大正一三）年までには成立していた。

田島利三郎が一八九八（明治三一）年一月、『国学院雑誌』（四卷三号）に発表した「混効験集 一名琉球の内幕言葉」のなかに「不幸にして蒙昧の徒、猶彼の悲しむべき沿革を忘るゝこと能はず、或は言文殊なりと称し、
 〓琉球廢藩始末参照〓今日に至りても未だ全く覺醒し得ざるものあり」とある。田島は参考文献として『琉球廢藩始末』の内容を紹介しているので、閲覧したのだろう。⁽²⁸⁾朝啓の名前はないが、参照資料の『琉球廢藩始末』は朝啓のもの以外は考えられない。田島が『琉球廢藩始末』を閲覧したのは、『琉球史料目録』がつくられた一九二四年より二五年ほど前となる。

田島は一八九四（明治二六）年から一八九七（明治三〇）年まで沖縄に滞在し、教師や新聞記者をしながら沖縄研究を行った人物だ。その田島が一八九八（明治三一）年以前に『琉球廢藩始末』を閲覧していた。閲覧は沖縄滞在中だろう。⁽²⁹⁾田島は論文で、「未だ全く覺醒し得ざるもの」のことを記述しているとして『琉球廢藩始末』を紹介しているが、その内容は「国会本」と矛盾しない。『琉球廢藩始末』の稿本か写本のいずれかは一八九八（明治三一）年以前、既に田島が閲覧できる状態だった。

沖縄図書館が開館したのは一九一〇（明治四一）年なので、田島は沖縄図書館以外で『琉球廢藩始末』を閲覧したことになる。どこで閲覧したのか。沖縄県庁は旧記・史料類を収集し「琉球史料」として編集しており、幣原坦によれば一八九四（明治二七）年段階で六九冊に達していたという。その中には「旧藩民誓約血判書」など、

「琉球処分」関連資料もあった。また、師範学校にも蔵書があった。それらに『琉球廃藩始末』も含まれていたのかははっきりしない。幣原は県庁から何冊かの本を借り出しているが、写本だったという。幣原坦は沖縄滞在中に朝啓や田島にも会い、朝啓については「古実に精通せりと称される」と紹介している。⁽³⁰⁾ 朝啓のもとで「琉球廃藩始末」の稿本を閲覧した可能性も否定できない。

「稿本」が一八九八（明治三一）年以前に成立していたなら、朝啓の息子・朝擢はなぜ父親の『琉球廃藩始末』ではなく、『琉球見聞録』の方を一九一四（大正三）年に出版したのか。朝擢が『琉球廃藩始末』の存在を知らなかったはずはないので、あえて『琉球見聞録』を出版したことになる。沖縄関係の本を多く出版した朝擢の仕事を考えれば、内容の多い『琉球見聞録』を優先したとしても不思議ではない。いずれにしても、朝擢が『琉球廃藩始末』を刊行しなかった点は、「稿本」の成立時期を考える確定的な材料ではないだろう。

四 『琉球見聞録』と『琉球廃藩始末』

「国会本」が「県立本」からの写本なら、『琉球見聞録』のほかに「処分」された側から「琉球処分」をまとめた文献がもう一点加わることになる。「国会本」の内容は、「処分」を行った側の『琉球処分』や『琉球処分提綱』ではなく、『琉球見聞録』の構成と重なるものが多い。その点では琉球側の編纂だと考えて問題ない。ただ、「国会本」は日本の年号と太陽暦を使用している。これが『琉球見聞録』との根本的な差異であり、また琉球側の編纂として疑問を残す点でもある。清皇帝の冊封を受けるということ自体が、公式に清の年号・暦を使うこと

を意味していた。明・清からおおよそ五〇〇年にわたって冊封を受けてきた旧琉球国の立場から歴史を記録しようとすれば、年号や暦にこだわるのは当然のことである。いい方を変えれば、清の年号や旧暦にこだわった点こそが、喜舎場の『琉球見聞録』が琉球側の立場からの記録であるということのできる根拠にもなる。

年号の問題は、「国会本」を親泊朝啓の著書からの写本とする場合の根本的な問題となる。それでも、「国会本」も親泊の著書だろう。「国会本」と『琉球見聞録』の年号や暦の使用についての差は、県庁に任官した親泊朝啓と県庁で働かなかった喜舎場の琉球国滅亡後の処世の差ではないだろうか。二著を比較しながら考えたい。

『琉球見聞録』は刊行されたこともあり、喜舎場の「序」や「凡例」、伊波普猷の「序に代へて」と発行人の親泊朝擢による「喜舎場朝賢翁小伝」も収められている。「国会本」は本文だけだ。「琉球廃藩始末」の「稿本」や「県立本」も本文だけだったかはわからない。『琉球史料目録』には「写本」とあるので、「県立本」は写本である。『琉球史料目録』『郷土志料目録』の両方に著者や編著者として親泊朝啓の名前があるので、「稿本」や「県立本」には著者名が存在したが、「国会本」では筆写の際に省かれた可能性もある。

喜舎場は『琉球見聞録』の「凡例」で、旧暦や日清の年号を使うことや琉球と日本とを分けて呼ぶことなどを説明している。また、日本との応答は可能な限り全文を掲載する方針だった。松田らとの応答文自体が、喜舎場の筆によるとするのが一般的な理解でもある⁽³⁾。

『琉球見聞録』は「巻之一」「巻之二」「巻之三」の三巻構成。「巻之一」は、「明治五年三月」の異変を伝えるエピソードから書き起こし、その次に鹿児島県参事大山綱良の尚泰宛書簡を収録する。そして、「明治八年八月一日（旧七月一三日）」の明治政府吏員の書簡まで。「巻之二」は「同年八月二〇日」から始まり「九月五日」

の松田道之の書簡までである。「巻之三」はその後から「明治十二年二月四日」の県令の命令までとなっている。資料を編年体で収録しながら、喜舎場自身の視点や姿も時折記述されている。

「国会本」は、章立てをしていない。凡例もない。記述は「明治五年七月」の、鹿児島県参事大山綱良から尚泰宛書簡から書き起こし、「明治十二年六月四日」の松田道之の書簡とそれに対する琉球側の応答で終わっている。日本年号と太陽暦のみを使用し、明治政府の命令や琉球側の応答などの資料を編年体で収録しながら出来事を叙述、個人的な記述などはない。

『琉球見聞録』は異変を伝えるエピソードから始まっているが、実質的な内容上の起点を大山綱良の尚泰宛書簡としている点で「国会本」と共通しているといっている。琉球側にとっては、「琉球処分」への最初の直接的な動きが大山書簡だったという位置づけだろう。『琉球見聞録』と「国会本」の書き出しはほぼ共通しているが、記述の最後には時期や内容に違いがある。

「国会本」の最後の記述は以下だ。⁽³²⁾

一 六月四日左ノ申越ニヨリ旧藩印章ヲ返戻シタリ

従来下附有之所ノ旧藩印章至急可差出候也

明治十二年六月四日 処分官

内務省大書記官松田道之

浦添親方殿

富川親方殿

去三月廢藩ノ令下リシ以來首里城引渡シ及ヒ旧藩事務引継キ其他諸般取調等ノ事ニ尽力勉勵シタル者ノ職名
及ヒ姓名等取調ヘ至急可差出候也

明治十二年六月四日 処分官

内務大書記官松田道之

浦添親方殿

富川親方殿

右ノ照会ニヨリ首里城引渡シ及ヒ旧藩事務引継キ其他諸般取調等ノ事ニハ旧藩吏一統ニテ相勤所（ママ）分尽
力勉勵シタル者無之旨回答シタリ

処分官松田道之は一八七九（明治一二）年六月四日、「藩印」を返還させた。そして、「首里城引渡シ及ヒ旧藩
事務引継キ其他諸般取調等ノ事ニ尽力勉勵シタル者」の名前などの報告を求めている。これに対し琉球側は「旧
藩吏一統ニテ相勤所（ママ）分尽力勉勵シタル者無之旨回答」したという。特別に「尽力勉勵シタル者無之」と
いう回答は、精一杯の抵抗だといってもいい。この藩印の返還という象徴的な出来事は一八七九（明治一二）年
六月四日で、国会本はこの六月四日が下限だ。一方で『琉球見聞録』は松田道之帰任後の一八七九（明治一二）
年一二月の情報まで書き込んでいる。また、記述の最後部分に喜舎場の漢詩が収録されている。

「国会本」と『琉球見聞録』では、基本的枠組みや収録資料は重なるが、それでも「国会本」だけに収録され

ている資料、逆に『琉球見聞録』にしかない資料や情報も存在する。それは著者の立ち会った現場や体験、個性の差であり、それも「国会本」の個性と資料的価値にもなっている。

五 熊本鎮台分営設置問題や琉球側の主張

「国会本」には、『琉球見聞録』や『琉球処分』には収録されていない資料が幾つか収録されている。その例を紹介したい。

その一つは、熊本鎮台分営設置交渉の情報だ。明治政府は一八七五（明治八）年五月七日付で、琉球に熊本鎮台分営設置を要求した。簡単にいえば、日本軍の駐留要求である。そして、設置場所の土地も求めた。琉球は当初分営設置を拒絶するが、それが押し切られると、土地の提供（明治政府が要求した場所以外）を申し出た。それも拒絶されると、土地の無償提供を申し出たが、明治政府は購入するとして、土地代金を示すように命じた。「国会本」には、この土地代金に関連する具体的な金額がある。⁽³³⁾

一九月二日松田大丞ノ達ニ依リ分営敷地代価并ニ收穫金取調左ノ通り差出シタリ
覚

金五千八百弍拾五円拾五錢二厘三毛弍シ也

田畠山野平均百坪二三拾老円弍拾錢

分営敷地壹万八千六百七拾坪三合六勺

代価

右取立如斯候也

明治八年九月二日

富川親方

池城親方

浦添親方

内務大丞松田道之殿

(以下略)

松田道之が最初に派遣された一八七五（明治八）年の日琉間における最大の焦点は、琉清関係断絶命令をめぐるものだった。琉球にとって、清国との関係は王権の正当性を担保する国家存続の根幹であり、明代から五〇〇年に及ぶ歴史を持っていた。そのため、『琉球見聞録』と『琉球処分』は琉清関係断絶命令をめぐる交渉資料を詳しく収録している。熊本鎮台分営設置は明治政府の命令の実効性を担保する上で重要な意味をもち、重要でなかったわけではない。しかし、琉清関係断絶命令問題が前面に出てくる。そのなかで「国会本」は分営設置交渉について、『琉球見聞録』『琉球処分』に収録されていないこれらの数字などを収録している。具体的な数字なので根拠資料が手元にあったと考えたい。この交渉にかかわった者の資料だろう。

また、「国会本」に収録された興味深い資料は一八七五（明治八）年八月二日のものである。⁽³⁴⁾『琉球処分』で

は八月二〇日のあと、収録されているのは二三日、二五日の行動の記録となる。これに対し「国会本」と『琉球見聞録』には、この時期の資料が詳しく収録されている。『琉球見聞録』は二〇日の三司官と松田道之の応答を發言形式で紹介している。交渉現場での応答書面から掲載したものでろう。ただ、この發言形式の資料は「国会本」にはない。⁽³⁵⁾『琉球見聞録』はさらに詳細な資料として、河原田盛美から「今帰仁王子、伊江王子、与那原親方、幸地親方、琉球藩御中」の二一日付の書面（資料Aとする）と、「今爰ニ琉球ト云フ一ノ小国アリ……」（資料Bとする）という日本側の主張も収録されている。

「国会本」には『琉球処分』には収録されていないこの「資料A」と「資料B」に加えて、『琉球見聞録』にも収録されていない「今爰ニ琉球一國ノ議アリ……」（資料Cとする）という琉球側の主張を詳細に整理した一文を収録している。⁽³⁶⁾つまり、「資料C」が収録されているのは『琉球廃藩始末』だけだ。そして、「資料C」の琉球側主張は、従来の研究で見落とされてきた内容である。「国会本」には、「資料C」のほか同年八月二二日から九月初めころまでの資料が、『琉球見聞録』より多く収録されている。しかもそれらも『琉球処分』には収録されていない。つまり、従来の「琉球処分」研究では利用されてこなかった資料である。この「資料A」「資料B」「資料C」は、いずれも内務省出張所の河原田資料である。ただし、河原田資料に着目した研究者も「資料C」が、『琉球見聞録』と『琉球処分』に収録されていないことに気がつかなかったようだ。⁽³⁷⁾

「国会本」は琉球側主張を整理した「資料C」を収録し、「但此儀ヤ、充分ニ申立ナハ明治政府ヘ対シ失体ヲ恐れ、只歎願ノ趣意清國ヘ情義云々ノ一義ニ止レリ。之レ盛美カ察シニ出ルモノト世評トヲ合セテ云所ナリ」としている。「盛美」は、内務省出張所の河原田盛美で間違いない。「国会本」が収録した琉球の主張は、河原田が市

中から情報を収集して分析したものである。この分析では、琉球の歎願書は明治政府との関係で「失体」を恐れて「情義」を中心に書かれていると指摘する。つまり、応答の表面上の書類だけでは琉球側の本心を明確にすることはできないというのである。逆に言えば、河原田の記述は、琉球側の「本音」を整理して示したものだ。

この「国会本」に収録された琉球主張は、「国会本」の資料的価値の根幹の一つだといってもいい。従来の「琉球処分」研究では全く利用されていないので、該当部分（資料C）を「国会本」から紹介したい。

今爰ニ琉球一国ノ議アリ。曰ク五百年來恩義厚キ清国へ信義ヲ欠ハ、建国致シカタシ。因テ日本政府ヘアクマテモ嘆願ニ及ハントス。抑モ琉球国ハ一ノ独立国ニシ、開闢天孫子氏以來二十五世一系ノ王国ニシテ、往古日本ニ通スルモノハ相互ノ往答ニシテ、是同權ナリ。

中古永万年中、源為朝ノ子舜天ノ国王ノ位ニ昇ルモ、大里按司ノ女縁アルヲ以テナリ。然ルニ国小ニシテ、文学ナク国用足ラサルカ故ニ、日本清国ニ通シ、清国ヨリハ文学ヲ学ヒ、稍一同ノ制度ヲ定ム。亦日本ニ通シ、国用ヲ足ラシムルナリ。何レモ欠クヘカラサル国ナルカ故ニ、之レヲ父母ノ国ト称シ、守札ヲ以テ国体トス。二ツノモノ一モ欠クヘカラサルモノナリ。

今日本政府清国ノ關係ヲ断タサレハ国權ニ関スト、是何事ソヤ。今日新ニ臣トナルニハ非ス。五百年ノ情義ナリ。人ハ信義有テコソ国モ治ル。国治ラサレハ、建国致シ難シ。如何程説諭ヲ蒙ルトモ、此義ハ決シテ御請致シ難シ。況ンヤ此国、彈丸ノ小島モトヨリ一ノ兵備ナク、信ト義ト札ヲ以テ建国ス。今其信義ヲ欠クハ、万国ヘ対シ恥辱ハ勿論、先王在天ノ神昊何トカ云ハン。又清国ヨリハ如何ナル譴責ヲ来ユモ量リ難シ。

假令清国異議ナクトモ、我ヨリ信ヲ欠クハ人道ニ非ス。且日本政府モ清国ノ関係アルヲ以テ、藩トナスモ尚ホ王号ヲ廢セス国政ヲ任スルナラン。若シ清国ノ後楯ナクンハ、藩ヲ廢シ県トシ、其他如何ナル大变革ヲ發スルモ量リ難シ。既ニ去ル年前ノ外務卿副島氏ノ口達トシテ、朝廷ヘ抗衡或ハ残暴ノ所業アリテ、庶民離散スル等ノ事アルニ非サレハ藩ヲ廢セスト。其事モ虚ニ属セシンカ。

当藩ニ於テハ、日本政府ヘ対シ失体ノ事アルニ非ス。今日ノ日本政府ハ昔日ノ日本政府ニ非ス。異国ノ風ヲ好トス。琉球ニ於テハ聖賢君子ノ教ヲ守リ、異風ヲ好マサルヲ以テ貴トス。日本政府ノ令スルヤ異議ナク請ルニ於テハ、一藩ノ人民モ亦異邦ノ風ヲ倣ヒ、聖賢ノ体面ヲアヤマリ且輸出ニ関ス。

従来鹿兒島藩ノ在番奉行ハ、清使來ルノ際ハ田舎ニ僭居シタルニ非スヤ。今ヤ清国ヘ内密ニセシモノヲ表通両属ノ国トナラハ、昔日ヨリハ体裁モ立ツト云フ可シ。寛永通宝ノ通貨モ、清使來ルノ時ハ一切融通セス、別ノ通貨ヲ以テス。是日ノ事ヲ清ニ秘セシニヨル。年号及ヒ曆モ亦、彼ヲ奉シ來レリ。此恩義ノ至重ナル亦知ルヘシ。且進貢使ノ清国ニ至ルヤ交易売買ノ差多ク国用ヲ足スニ至ル。此信義ヲ斷タハ通商ノ道ヲ失ヒ、藩ノ疲弊スル亦知ル可シ。

今万国ノ事ヲ聞クニ、外ニ両属ノ国モアルヨシ。日本ノミ清ヲ斷テト嚴令スルハ、無理無道ノ暴令ト云フヘシ。一同上下同力一致歎願セスンハアルベカラス。

但此儀ヤ充分ニ申立ナハ、日本政府ヘ対シ失体ヲ恐レ、只歎願ノ趣意清国ヘ情義云々ノ一義ニ止レリ。之レ、盛美カ察シニ出ルモノト世評トヲ合セテ云所ナリ。

ここ(「資料C」)には「琉球国ハ一ノ独立国ニシ、開闢天孫子氏以来二十五世一系ノ王国」として、琉球の獨立性と王權、王号の存在の主張が明確にされている。「小島モトヨリ一ノ兵備ナク、信ト義ト礼ヲ以テ建国ス」や「守礼ヲ以テ国体トス」という琉球の国家理念が説明されている。また、万国公法や欧米の状況を踏まえた「今万国ノ事ヲ聞クニ、外ニ兩属ノ国モアルヨシ」などという主張など、当時の琉球人の自国やアジア秩序、世界の情勢に対する認識も記述されている。明治政府の吏員などとの交渉でなされた主張より、琉球側の主張が明確に示されている。

「国会本」の「但此儀ヤ充分ニ申立ナハ明治政府ヘ対シ失体ヲ恐レ、只歎願ノ趣意清国ヘ情義云々ノ一義ニ止レリ。之レ盛美力察シニ出ルモノト世評トヲ合セテ云所ナリ」を見ると、『琉球廢藩始末(稿本)』全体が河原田の編纂ではないかという疑問もでくる。ただ、河原田は一八七五(明治八)年五月一九日の琉球藩在勤命令で赴任し、後任の木梨精一郎へ引き継いだ後は琉球を離れている。琉球で「直接」処分にかかわったのは一年ほどで、『置県後』まで琉球にいたわったわけではない。『琉球廢藩始末(稿本)』自体が河原田に手による可能性は低く、編纂過程で河原田の資料が利用されたと考えたい。⁽³⁸⁾

河原田資料が内務省出張所に保管され、県庁に引き継がれていたとすれば、朝啓はそれを閲覧する機会があったのだろう。喜舎場朝賢の『琉球見聞録』にも、松田道之の「奉使復命書」(第一回の明治八年)の一部が収録されている。「国会本」の記述された出来事の下限が一八七九(明治一二)六月であることなども含めて、この部分は琉球国滅亡後の朝啓の社会的的位置が反映した点の一つだろう。熊本鎮台分営建設問題の資料が豊富なのは、朝啓がこの交渉に直接関与していたからかもしれない。「国会本」の内容から考えても、そのもととなった『琉

球廢藩始末（稿本）』は朝啓の手によるものであると判断したい。

おわりに

これまでの検討を整理して確認すると、『琉球廢藩始末（国会本）』は濱田耕作が一九三一（昭和七）年一月に沖縄図書館を訪れて「県立本」から筆写し持ち帰ったものである。「国会本」は写本である「県立本」からの写本ながら、沖縄戦で所在不明となり幻となっていた「県立本」や「稿本」の内容を伝える唯一の資料となる。そして、著者は親泊朝啓だ。「国会本」が親泊朝啓著「琉球廢藩始末」であることが確認できたことで、タイトルや概要のみが伝わっていた「琉球廢藩始末」の内容を具体的に知ることができるようになった。

親泊朝啓は琉球国の王府評定所筆者として「琉球処分」に立ち合っているため、記述内容は自身の見聞などをもとにしていることになる。朝啓は一次資料にも触れていた。収録した資料は一八七九（明治一二）年六月四日までなので、成立は一八七九（明治一二）年か、あるいは時期が少し下っても、その直後だろう。ここでは「稿本」成立が一八七九（明治一二）年であることを改めて確認しておきたい。

朝啓の生没年ははっきりしないが、喜舎場より五歳から一〇歳程度若かったと考えられる。朝啓は県庁に抵抗し逮捕もされたが、最終的には県に任官し、一八九三（明治二六）年ごろまで働いていた。その朝啓の眼で見た記録が「琉球廢藩始末」である。収録資料の多くは、『琉球見聞録』や『琉球処分』と重複している。しかし、二著に収録されていない資料も収録されており、なかでも本稿で引用した「資料C」は、「琉球廢藩始末」の特

徴と価値の一つとなる。喜舎場や松田が収録していない「資料C」は、琉球国側の主張が国家理念から一国としての歴史などまで明確に整理されており、「琉球処分」に対峙した琉球側の思想やあり方を端的に示す資料となっている。これは、河原田資料にのみ残されているが、これまでの河原田研究では見逃されてきた。「資料C」を収録している点に、「琉球処分」の際における朝啓の役割も読み取りたい。

写本ながら幻となっていた「琉球廃藩始末」の内容を伝える「国会本」が確認された。「琉球処分」という歴史的事件を知る上で喜舎場の『琉球見聞録』に加えて、琉球側の視点に立った資料が新たに確認できた意義は大きい。著者の朝啓は喜舎場より少し若かったと考えられるが、「琉球処分」の現場にたちあつた人物だった。その意味では、喜舎場の『琉球見聞録』と同等の価値を持っている。ここにも、写本ながら「国会本」を「琉球処分」の重要な基礎資料であると位置付ける理由がある。

注

- (1) 国立国会図書館古典籍資料室所蔵『琉球廃藩始末』。外題が「琉球廃藩始末」で、内題は「琉球廃藩始末 全」。「出版事項」は以下。「書写地不明」…「書写者不明」、出版年月日等…「明治前期」、大きさ、容量等 一冊…24cm、注記…「濱田」の銘入り用紙に書写、資料種別…「書写資料」、装丁…和装。法量は縦二三・五センチメートルで横一六・五センチメートル。
- (2) 親泊朝啓、田島利三郎、真境名安興、幣原坦については後述。
- (3) 後田多敦『「琉球処分」の再検討——「琉球藩処分」の理由と命令の構造』（沖縄キリスト教学院大学 論集）8号、沖縄キリスト教学院大学学、二〇二一年）一三頁以下。安部敏和「米・仏・蘭三ヶ国条約と『琉球処分』」（『東アジア近代史』23号、東アジア近代学会、二〇一九年）
- (4) この時期の書籍については『沖縄県史 6』（琉球政府、一九七五年）六七二頁以下参照。伊地知については『伊地知貞馨事歴』（有馬家文

- 庫、明治二〇年、国立国会図書館デジタルコレクション）、原口虎雄「伊地知貞馨略伝」（伊地知貞馨『沖縄志』青潮社、一九八二年）参照。
- 伊地知と琉球藩については原口虎雄が以下で詳しく検討している。「外務省六等出仕伊地知貞馨と琉球藩（上）」（『南西地域史研究 第7輯』文献出版、一九九二年）と「同（下）」（『南西地域史研究 第10輯』（一九九五年）
- (5) 神奈川大学日本常民文化研究所、神奈川大学国際常民文化機構編『河原田盛美における本草学的知識から近代勤業的実践の転換に関する研究』（神奈川大学日本常民文化研究所、神奈川大学国際常民文化機構、二〇一七年）、池田哲夫「水産翁 河原田盛美について―その略歴と著作等―」（『民具マンスリー』二三巻一号、神奈川大学日本常民文化研究所、一九九〇年、一〇頁以下）、鎌田永吉「河原田盛美・史料ノート―大久保政権の「社会的支柱」に寄せて」（『史料館研究紀要』4、一九七一年）。斎藤郁子「河原田盛美の琉球研究」内務省琉球藩出張所と万博（『沖縄文化研究』35、法政大学沖縄文化研究所、二〇〇九年）参照。
- (6) 伊知地貞馨には『琉球使臣来朝始末』（外交史料館蔵）、『琉球藩取扱書類』、『沖縄志―一名琉球志』（明治十一年）、『沖縄志略―一名琉球志略』（明治十一年）など。河原田盛美には『琉球備忘録』（明治八年、国立公文書館所蔵）、『琉球紀行』（明治九年、国立国会図書館蔵）、『沖縄志略字引』（明治十一年、鴻文堂）、『琉球物産誌』（未刊行）などがある。
- (7) 松田道之編纂『琉球処分』（全三巻、一八七九年）は横山学『宝玲叢刊 琉球所屬問題關係資料 第6巻、7巻』（本邦書籍、一九八〇年）などに収録。
- (8) 遠藤達・後藤敬臣編纂『琉球処分提綱』（一八七九年）は伊藤博文編『秘書類纂 第26巻』（秘書類纂刊行会、一九三三年）などに収録。編者の後藤敬臣はその後、一八八四（明治一七）年に『南島紀事 内篇』（『南島紀事 外篇』は西村捨三著、明治一七年）を刊行している。
- (9) 喜舍場朝賢『琉球見聞録―一名廃藩事件』（親泊朝撰、一九一四年）のほか、再版本などがある。喜舍場朝賢については、親泊朝撰の「喜舍場朝賢翁小伝」（『琉球見聞録―一名廃藩事件』）のほか、比嘉春潮「喜舍場朝賢翁とその著書」（『琉球見聞録』東汀遺著刊行会、一九五二年版）、名嘉正八郎「著作と人物」（『校本 東汀隨筆』ぺりかん社、一九八〇年、二二六頁）、波平恒男「近代東アジア史のなかの琉球併合―中華世界秩序から植民地帝国日本へ」（岩波書店、二〇一四年）の「喜舍場朝賢と『琉球見聞録』」（二六五頁以下）など参照。
- (10) 『琉球史料目録 大正十三年二月現在』（沖縄県立沖縄図書館、一九二四年）。沖縄図書館については、琉球新報社編『東恩納寛博全集』7

(第一書房、一九九三年) 四一八―四一九頁。

(11) 『郷土志料目録』(沖縄県立沖縄図書館、一九二九年)

(12) 安仁屋以都子「沖縄県立図書館の歴史と資料」(『沖縄県立図書館100周年記念誌』(沖縄県立図書館、二〇一〇年) 六頁。

(13) 真境名安興『沖縄現代史』(琉球新報社、一九六七年)。「真境名安興全集 第二巻」(琉球新報社、一九九三年) 三二八頁。一九二六(大正五年)年に出版された伊波普猷・真境名安興『琉球之五偉人』(小澤書店、一九二六年)の「引用書目」に「琉球廢藩始末」の書名がある。

(14) 『濱田耕作(青陵) 日誌』(岸和田市教育委員会、一九八九年) 年譜あり。ただし、沖縄調査は漏れている。

(15) 濱田耕作『ドルメン』第二号・第九号(一九三二(昭和七) 年五―十二月)

(16) 伊江朝助顕彰会編『伊江朝助先生を偲ぶ』(伊江朝助顕彰会、一九六四年) 四四頁。新城栄徳「琉文21」(<http://ryubun21.net/>) の「05/16: 親泊朝擢と『沖縄教育』」

(17) 澤地久枝『自決、こころの法廷』(日本放送出版協会、二〇〇一年) 参照。『人事興信録データベース』(名古屋大学大学院法学研究科、<http://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/who/search/>)。朝輝は愛媛県喜多郡長なども務めた([JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A1111406100 <http://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/who/search/>「元地方事務官親泊朝輝外二名特旨叙位ノ件」

(18) 喜舎場朝賢『琉球見聞録』一四五―一四六頁。後田多教『琉球救国運動―抗日の思想と行動』(出版舎Mugen、二〇一〇年) 参照。

(19) 後藤新「沖縄県初期県政の一考察―初代県令鍋島直彬の士族対策を中心として」(『武蔵野法学』5・6号、武蔵野大学、二〇一六年)。「沖縄タイムス」(二〇二〇年二月二七朝刊一面) が資料発見の記事を掲載。

(20) 『藍田谷口先生全集 巻五 付録』(一九二四年) 六二頁。

(21) 『尾崎三良日記 上巻』(中央公論社、一九九一年) 二〇五頁「明治十五年七月二四日」の条に「親泊(朝啓) は県六等属」。尾崎は帰任後の明治一六年二月二七日付で、親泊などへ書簡を送っている(萩尾俊章「調査報告」第二代沖縄県令上杉茂憲関係資料について) (『沖縄県立博物館紀要』第二〇号、沖縄県立博物館、一九九四年)。

(22) 「在東京沖縄県判任五等親泊朝啓君に贈る手簡」(『琉球見聞録』東汀遺著刊行会、一九五二年版) 二三三頁。

- (23) 『官報』(二月五日、二五七七号)。
- (24) 笹森儀助「琉球群島に於ける人類学上の事実」(『東京人類学会雑誌』第一九号)二〇〇頁。笹森儀助著、東喜望校注『南嶋探験2』(平凡社、一九八三年)一四七頁。
- (25) 幣原坦『南島沿革史論』(富山房、一九九九年)二二五―二二七頁。
- (26) 『明治十七年一、八月改 沖縄県職員録』(JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. A0905436200)。
『明治十八年二月改 沖縄県職員録』(JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. A0905436200)では「五等属 同(庶) 親泊朝啓 沖縄県同(土族)」とある。『明治十九年(一月三十一日現在) 職員録(乙)』(内閣官報局)四三五頁。判任官五等 第一庶務課兼ね動 親泊朝啓。『明治十九年五月改 沖縄県職員録』(JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. A0905436200)「那覇役所 五等属兼庶務課 親泊朝啓 沖縄県同(土族)」。以下は国立国会図書館デジタルライブラリー『明治二十五年(一月三十一日現在) 職員録(乙)』(内閣官報局)三一頁に「内務部 四等属 親泊朝啓。『明治二十六年(一月三十一日現在) 職員録(乙)』(内閣官報局)三一五頁に「内務部 四等属 親泊朝啓。『明治二十七年(一月三十一日現在) 職員録(乙)』(内閣官報局)」。『明治二十八年 沖縄県職員録』(沖縄県、明治28年)に親泊の名前はない。
- (27) 『朝日新聞(東京版)』一九九七年七月二七日。
- (28) 田島利三郎『琉球文学研究』(第一書房、一九八八年)九二頁。
- (29) 金城朝水「おもろ研究前史」田島利三郎先生評伝」(『金城朝水全集 上巻』(沖縄タイムス社、一九七四年)四四〇―四五三頁。
- (30) 前掲 幣原坦『南島沿革史論』一二五―一二七頁。幣原坦は一九九四(明治二七)年二月から九五(明治二八)年一月まで沖縄を訪問した。
- (31) 前掲・比嘉「喜舎場朝賢翁とその著書」。前掲・名嘉「著作と人物」
- (32) 『琉球廃藩始末(国会本)』一五七丁オ・ウ(写本に頁はないが便宜上、本文の丁数)
- (33) 『琉球廃藩始末(国会本)』一〇一ウ、一〇二丁オ。
- (34) 『琉球廃藩始末(国会本)』五〇丁オ以下。「資料A」は五〇丁オとウ「資料B」は五〇オから。

- (35) 前掲・喜舎場『琉球見聞録——名廃藩事件』五〇頁以下。
- (36) 「資料C」は『琉球廢藩始末（国会本）』五三丁オ以下。引用文には句読点を付し改行を加えた。
- (37) 河原田の「琉球秘録并喜界島取調簡条」（国文学研究資料館蔵「祭魚洞文庫旧蔵水産史料」請求番号…3321/0172）のなかに、「今爰ニ琉球一国ノ議アリ……」の草稿と考えられるものが綴りこまれている。『琉球廢藩始末（国会本）』にもあるように、この一文は河原田が収集した情報をもとにまとめたものであることは間違いない。親泊朝啓は河原田の文章をいつ、どこで入手したのか。今後の課題としたい。「今爰ニ琉球一国ノ議アリ……」と「琉球秘録并喜界島取調簡条」の関係についてはいずれ検討したい。
- (38) 前掲の『河原田盛美における本草学的知識から近代勧業的実践の転換に関する研究』、鎌田永吉「河原田盛美・史料ノート——大久保政権の「社会的支柱」に寄せて」で紹介されている。「河原田盛美の琉球研究——内務省琉球藩出張所と万博」（沖繩文化研究）三五号 法政大学沖繩文化研究所、二〇〇九年、一四三—一七〇頁）